

令和5年

第9回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和5年9月25日 午前9時00分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(5番関 昭夫委員、7番小林 憲一委員)
- 日程 3 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第1号議案 農地法第18条第1項の規定による許可申請について
- 日程 7 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 8 第3号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について
- 日程 9 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程 10 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 11 第6号議案 農用地利用集積計画(案)について
- 日程 12 協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について
- 日程 13 その他

- 令和5年10月16日（月） 10：30～
・第91回常設審議委員会
【新潟市 JA新潟ビル】 <会長>、<係長、宮下主事、田村主事>
- 令和5年10月24日（火） 13：30～
・令和5年度北信越ブロック女性の農業委員会研修会
【上越市 ホテルハイマート】 <宮田委員、山崎委員>
- 令和5年10月25日（水） 9：00～
・第10回農業委員会総会
【大和庁舎 旧議場】 <全員>

出席委員は次のとおりである。

1 番	青木 日出男	2 番	田邊 浩	3 番	樋口 隆
4 番	小幡 武重	5 番	関 昭夫		
7 番	小林 憲一	8 番	中俣 渉		
10 番	西野 徳光	11 番	宮田 京子	12 番	荒川 敦
13 番	篠田 猛	14 番	片桐 京	15 番	山崎 輝代
16 番	高橋 宏	17 番	大平 泰弘	18 番	原澤 眞
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	桑原 宏太	推 2 番	松田 伸児	推 3 番	飯酒盃 大祐
推 4 番	山田 利広	推 5 番	笛木 正計	推 6 番	関 佐智
推 7 番	小林 久雄	推 8 番	星野 覚雄	推 9 番	阿部 勉
推 10 番	山岸 健一	推 11 番	宮崎 実	推 12 番	林 幸次
推 13 番	小杉 進	推 14 番	片桐 健二	推 15 番	関 晃
推 16 番	島田 徳敏	推 17 番	長谷川 政一	推 18 番	勝又 信行
推 19 番	志太 要一	推 20 番	櫻井 隆	推 21 番	高村 英男
推 22 番	井口 博	推 23 番	水澤 利徳	推 24 番	牛木 友哉

欠席委員は 1 名である。

6 番 上村 哲

遅刻委員は 1 名である。

9 番 佐々木 大輔

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下 悠紀	農地係主事	田村 萌

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長 それでは、令和5年第9回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員6番上村委員から欠席届、農業委員9番佐々木委員から遅刻届が出ていますのでこれを許します。よって農業委員が17名、推進委員が24名で合計41名の出席となり、総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、5番関昭夫委員、7番小林憲一委員にお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。

無いようですので、諸般の報告を終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告
について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告
についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降8件の事実確認
書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成してい
ます。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
5ページをご覧ください。こちらは4件です。

1番、2番は関連案件です。いずれも農協仲介の契約
で、転用のための解約です。後ほど5条申請があがってき
ます。

3番、今町新田の田17筆で、耕作者経営移譲のための解
約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

4番、六日町の田4筆、第三者との売買のための解約で
す。後ほど3条申請があがってきます。

(3) 農地法の適用を受けない事実確認について

8ページをご覧ください。こちらは25件です。

1番から23番は関連案件です。こちらにつきましては、
小川地内の非農地の申請であります。国からの補助金を受
けて木の伐採をするということで、地権者からの同意を得
て作業を進めていましたが、地目が農地であることが判明
し、補助金の交付要件を満たすためにこのたび申請に至り
ました。こちらはすべて山間、もしくは山際の農地でし
て、長年耕作されなかったことにより森林・原野化したも
のであります。資料は1ページをご覧ください。現地は8
月24日に大平委員に現地を確認していただいております。

24番、小栗山の登記田と畑、現況山林5筆です。いずれ
も過去に農地法上の農地から外れた土地であり、山間の傾

斜地で耕作に適さず耕作放棄地化したということです。農地で無くなったのは昭和で年月日不詳です。資料は2-3ページをご覧ください。現地は8月30日に六日町地区の農地パトロールの際に確認いただいております。

25番、水尾新田の登記田、現況宅地1筆です。こちらは道路拡張工事の残地部分で、狭隘となり耕作条件が悪化したため耕作放棄地化したものであり、農地で無くなった年月日につきましては、平成23年ごろということです。現地につきましては、24番案件と同じく8月30日に大崎地区の農地パトロールの際に確認していただいております。

(4) 農地法施行規則29条1号の規定による通知について

13ページをご覧ください。こちらは1件です。

2番、関の畑1筆、70㎡です。転用目的は農業用倉庫建築のためです。地図等の資料については6-8ページをご覧ください。こちらは8月24日付でご本人から届出をいただいております。

第1号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、第1号報告を終了させていただきます。

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議長

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号報告朗読)

15ページをご覧ください。今月はあっせん委員の指名が

4件となっています。

1番、一村尾の田1筆、売買の申出です。形状が悪い農地を処分したいということであっせんを希望するものです。あっせん委員といたしましては、8月25日に志太要一委員、小幡武重委員を指名しています。

2番、奥の田15筆、売買の申出です。生活費が必要なためにあっせんを希望するものです。あっせん委員といたしましては、9月5日に島田徳敏委員、中俣渉委員を指名しています。

3番、4番は関連案件です。

3番、泉盛寺の田4筆、売買の申出です。

4番、泉盛寺の田3筆、売買の申出です。

いずれも自分で耕作ができなくなり、農地をすべて処分したいということであっせんを希望するものです。あっせん委員といたしましては、9月15日に笛木正計委員、宮田京子委員を指名しています。

第2号報告については以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、第2号報告を終了させていただきます。

日程6 第1号議案 農地法第18条第1項の規定による許可申請について

議長

日程6 第1号議案 農地法第18条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号議案朗読)

まず、この農地法第18条第1項の許可申請というのはどういうものかを説明いたします。これは農地の賃貸借契約を解約するための許可を受ける申請であります。

農地の賃貸借の解約については、毎月の総会の中で、報告事項として、農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約通知がありますが、こちらは農地の所有者と耕作者の合意による解約で、解約のほとんどはこの形態によるものであります。しかし、両者合意による解約ができないため、当事者の一方による申請で、許可を受けて賃貸借契約を解約するパターンもあります。この案件はそのケースです。

18 ページをご覧ください。今月の申請は 1 件です。

君沢の田 3 筆、3,920 m²、申請者は土地所有者で、契約内容は、期間の定めのない賃貸借であります。申請内容ですが、耕作者が死亡し、別の耕作者と契約を結ぶため、農業委員会の許可を受け、賃貸借契約を解約したいというものであります。場所については資料の 9 ページをご覧ください。国道 17 号線沿いと道を一本挟んで集落内にある農地となります。

具体的な内容の説明ですが、耕作者である賃借人は、令和 4 年 1 月に亡くなっております。そのため地主としましては、今の契約を解約して、別の耕作者と契約を結びたいという意向があるのですが、法定相続人が全員相続放棄されておまして、合意解約ができません。そのため農業委員会の許可を受け、今の賃貸借契約を解約するものであります。

この農地法第 18 条の許可申請なのですが、許可ができる基準が 6 項目あります。一つ目は借り手に信義に反した行いがあった場合、二つ目は農地転用することが相当だと判断される場合、三つ目は地主が耕作すべきと判断された場合、四つ目は農地中間管理機構への貸し付けの勧告を受けた場合、五つ目は要件を変えてしまった農業生産法人から農地の返還を受ける場合、六つ目としてその他正当な事由がある場合となっております。

今回の案件は、耕作者が死亡し、その法定相続人は全員相続放棄しております。これにより、別の耕作者と新たに契約を締結するため、契約解除したいという理由については、賃貸借を終了させる正当な事由であると判断し、この案件は許可相当であると考えております。

また、この総会で許可相当と承認された後は、10 月に行

われる新潟県農業会議の常設審議委員会に意見照会を行い、解約の異論がなければ農業委員長名で許可を出すこととなります。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第1号議案 農地法第18条第1項の規定による許可申請については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案は原案のとおり承認されました。

日程7 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

日程7 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号議案朗読)

20ページをご覧ください。今月の3条申請は9件です。

90番、浦佐の田1筆604㎡、売買による所有権移転で、対価は㎡あたり500円です。こちらは所有者の方が農地を処分したいという意向があり、隣接地を耕作している譲受人が買い受けるということで申請があがったものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

91 番、京岡の畑 3 筆 343 m²、売買による所有権移転で、対価は m²あたり 991 円です。この農地は譲受人の住宅に隣接している農地です。申請理由は新規就農のためで、取得後は自家消費野菜を作る予定とのことです。

92 番、六日町の田 1 筆 423 m²、売買による所有権移転で、対価は m²あたり 4,965 円です。こちらは譲受人が現在借り受けているところで、今後は自作するという事です。対価が高くなっておりませんが、こちらは駅西にある条件の良い土地ということで双方が合意して決定したものであります。申請理由は経営規模拡大のためです。

93 番、六日町の田 4 筆 1,203 m²、売買による所有権移転で、対価は m²あたり 7,049 円です。対価が高くなっておりませんが、条件の良い土地ということで双方が合意して決定したものであります。申請理由は経営規模拡大のためです。

94 番、大木六の畑 1 筆 198 m²、売買による所有権移転で、対価は m²あたり 3,030 円です。こちらの農地は譲受人の自宅と隣接しており、自家消費野菜を作るため利用したいということです。対価が少し高くなっておりませんが、1 坪 10,000 円で双方が合意したため、この価格になっております。申請理由は経営規模拡大のためです。

95 番、上一日市の田 1 筆 168 m²、売買による所有権移転で、対価は m²あたり 119 円です。こちらの農地は譲受人の自宅の裏にあり、自家消費野菜を作るため取得したいということです。申請理由は新規就農のためです。

96 番、水尾の畑 1 筆 181 m²、贈与による所有権移転です。こちらの農地は譲受人の耕作している農地と隣接しており、取得後は一体的に畑として利用したいというものです。また、譲受人は認定農業者とのことです。

97 番、樺野沢の田 1 筆 418 m²、贈与による所有権移転です。こちらの農地は譲受人の自宅に隣接している農地で、取得後は自家消費野菜を栽培する畑として利用するとのことです。申請理由は新規就農のためです。

98 番、黒土新田の登記畑、現況樹園地 1 筆 23,000 m²、使用貸借権の再設定です。借受人は農地所有適格法人でない一般法人で、ワイン用のブドウを栽培するための申請になります。また、貸借の期間は令和 5 年 10 月から令和 10 年 10 月

議長

までの5年間です。

第2号議案については以上です。

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案は全て承認されました。

日程8 第3号議案 農地転用の許可を受けた事業計画 変更承認申請について

議長

日程8 第3号議案 農地転用の許可を受けた事業計画
変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明
を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第3号議案朗読)

23ページをご覧ください。今月は1件です。

5番、樺野沢の登記田、現況田および宅地の5筆、
666.34㎡、令和5年2月28日付けで農地法第4条許可を受
けた案件です。資料については10-12ページです。申請の
内容ですが、第4号議案の10番案件と第5号議案の50番
案件が関連します。申請者は県道拡幅に伴う自宅の公共移
転のため転用許可を受けましたが、建築資材等の高騰によ
り当初計画の事業実行が困難となりました。事業計画変更

の内容としては、進入路位置、建物配置計画等の事業内容の変更のため4筆、54.34㎡の追加と、転用期間の延長により完工日を令和5年10月15日から令和5年10月31日に変更するため、事業計画変更を申請するものです。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地となりますが、申請者は県道拡幅に伴う自宅の公共移転のため転用許可を受けたものの、建築資材等の高騰により事業実行が困難になり、造成工事費、建築工事費等を削減するために当初計画を変更するもので事業計画変更はやむを得ないと判断し、許可相当であると考えています。

以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第3号議案については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第3号議案は原案のとおり承認されました。

日程9 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長

日程9 第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めま

宮下主事

す。宮下主事。

(第4号議案朗読)

25 ページをご覧ください。今月は2件です。

10番、樺野沢の田2筆 19.34 m²、転用目的は一般住宅・カーポート建築敷地の拡張のためです。資料は10-12ページです。申請の内容ですが、第3号議案の5番案件と第5号議案の50番案件が関連します。内容については、申請地を県道から住宅等建築敷地へ直接乗り入れるための住宅用地として使用したいとの内容であります。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地であります。集落に接続した農地を一般住宅の敷地に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以上の規模であります。土地が不整形であり利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

11番、五郎丸の畑1筆 154 m²、転用目的は、宅地の拡張のためです。資料は13-15ページです。申請の内容ですが、冬期間の堆雪場が必要となり宅地の拡張をするものです。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地であります。既存施設の拡張に使用するものであり、拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであり、利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第4号議案については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第4号議案は原案のとおり承認されました。

日程 10 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長

日程 10 第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第5号議案朗読)

44番、穴地新田の畑2筆3,301㎡、賃借権の設定で、転用目的は椎茸生産ハウス建設です。資料については16-18ページです。申請の内容ですが、譲受人が椎茸栽培の規模拡大のため、椎茸生産ハウスを建設したいというものであります。また、平成14年から平成19年にかけて建築を行い、現在まで利用しておりますが、この度地目変更手続きを行おうとしたところ農地転用の許可を得ていないことが判明し、申請者より始末書を提出してもらっております。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地であります。農業用施設に使用するものであり、建築物の規模から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。また、30aを超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。

45番、野田の畑1筆54㎡、売買による所有権移転で、転用目的は雪処理場のためです。資料については19-21ページです。申請の内容ですが、譲受人が申請地に隣接する土地及び住宅を購入するにあたり、申請地を雪処理場として使用したいというものであります。

この農地は集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続した農地を一般住宅の雪処理場を使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えています。

46番、宇津野新田の田1筆453㎡、使用貸借権の設定で、転用目的は一般住宅建築です。資料については22-24ページです。申請の内容ですが、譲受人は家族が増えたことで現在の住居が手狭になったため、両親が住む住宅近くに一般住宅を建築したいというものであります。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地であります。集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えています。

47番、五日町の畑1筆340㎡、使用貸借権の設定で、転用目的は一般住宅建築です。資料については25-27ページです。申請の内容ですが、譲渡人および譲受人が、既存住宅の老朽化により建て替えが必要となったため、共同で一般住宅を建築したいというものであります。

この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第3種農地となります。一般住宅適正面積の目安以内の規模であり、原則許可ということになります。

48番、五日町の畑1筆115㎡、交換による所有権移転で、転用目的は境内地の拡張（雪処理場）です。資料については25-27ページです。申請の内容ですが、冬期間の雪処理に困っており、交換により申請地を取得し雪処理場として使用したいというものであります。

この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第3種農地となります。既存境内地の拡張であり、全体の2分の1未満の面積であり、原則許可ということになります。

49番、竹俣新田の田1筆96㎡、贈与による所有権移転で転用目的はカーポート建築です。資料については、28-30ページです。申請の内容ですが、譲受人は冬期間に駐車スペースが不足していることから、申請地をカーポート建築用地として使用したいというものであります。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地

で、第1種農地であります。集落に接続する農地を周辺に居住する者の日常生活に必要なカーポートを建築するために使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

50番、樺野沢の田2筆35㎡、売買による所有権移転で、転用目的は一般住宅・カーポート建築敷地の拡張のためです。資料は10-12ページです。申請の内容ですが、第3号議案の5番案件と第4号議案の10番案件が関連します。内容については、譲受人は申請地を県道から住宅等建築敷地へ直接乗り入れるための住宅用地として使用したいとの内容であります。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地であります。集落に接続した農地を一般住宅の敷地に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以上の規模であります。土地が不整形であり利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

51番、五郎丸の畑1筆272㎡、使用貸借権の設定で、転用目的は一般住宅建築です。資料については、31-33ページです。申請の内容ですが、譲受人は家族が増えて現在の住居が手狭になったこと、実家の老朽化が進んでいることから、申請地に一般住宅を建築したいというものであります。

この農地については、農業公共投資の対象となった農地で、第1種農地であります。集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以上の規模であります。土地が不整形であり利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えています。

52番、田崎の田2筆、6,419㎡、賃借権の設定で転用目的は陸砂利採取です。資料については、34-36ページです。内容は砂利採取のための一時転用の申請で、期間は令和5年11月1日から令和7年6月30日までであります。この農地は農用地区域内にある農用地となりますが、砂利採取のための一時転用であるため許可相当であると考えています。また、30aを超える転用であるため、農業会議への諮問が必要となります。

以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員 10 番西野徳光委員の除斥を求めます。

(10 番西野委員退席)

27 ページ 47 番、48 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。27 ページ 47 番、48 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、47 番、48 番案件は原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(西野委員着席)

先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第5号議案については全て承認されました。

議 長

暫時休憩といたします。

(9時45分休憩)

議 長

引き続き議事を再開いたします。

(10時25分再開)

日程11 第6号議案 農用地利用集積計画(案)について

議 長

日程11 第6号議案 農用地利用集積計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第6号議案朗読)

30ページをご覧ください。全部で9件です。

692番から695番までは同じ借受人の方の案件です。

692番、浦佐の登記畑、現況田3筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

693番、市野江甲、一村尾の田15筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

694番、芹田、一村尾の田3筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

695番、市野江甲、一村尾の田2筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり90kgです。申請理由は経営規模拡大のため

です。

696 番、市野江乙の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 48kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

697 番、今町新田の田 17 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 2 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

698 番、茗荷沢の登記畑、現況田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

699 番、雷土の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

700 番は賃借権の再設定となりますので、説明を省略させていただきます。

以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。

第 6 号議案については原案の通り承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 6 号議案については全て承認されました。

日程 12 協議第 1 号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について

議 長

日程 12 協議第 1 号 南魚沼農業振興地域整備計画の変

一之谷係長

更協議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

(協議第1号朗読)

別冊の1ページをご覧ください。9月21日付で南魚沼市長より南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議があがってきています。

続いて、2ページをご覧ください。農業振興地域整備計画変更理由書があります。変更理由ですが、選果場、ライスセンター等の開発計画が進んでおり、農用区域内の農用地から農業用施設用地へ用途の変更が必要になったというものです。(3)の用途変更の欄に記載のとおり、今回の用途変更は6件でありますので、それぞれ個別に説明いたします。

1件目の申請です。3ページをご覧ください。変更の理由ですが、発生した作物残渣を堆肥化するため、堆肥集積場所として用途変更したいという内容です。土地については借地を予定しております。土地の選定理由ですが、周辺の営農と圃場への散布効率も考え選定したということであり、用途変更する土地は下の表のとおり、四十日の田1筆1,655㎡です。

6ページをご覧ください。開発スケジュールが載っております。この申請について工事等は行わず、そのまま堆肥置き場として利用するという内容です。7ページは申請地の隣接土地所有者の同意書、8ページは申請地所有者の同意書です。いずれも同意を得ております。9ページは変更箇所詳細図、10ページは地番図、11ページは位置図です。

2件目の申請です。12ページをご覧ください。変更の理由ですが、既存のスイカ選果場が老朽化したため、新たな選果場として使用するものであります。土地については、所有権移転を予定しております。土地の選定理由ですが、カントリーエレベーターに隣接しているため、双方の敷地の有効活用と作業改善が見込まれること、周辺の営農に影響がないという理由からであります。用途変更する土地は下の表のとおり、九日町の田3筆、5,125㎡であります。

15 ページをご覧くださいと、開発スケジュールが載っております。令和6年4月に着工予定で、令和8年まで予定されております。16 ページから 24 ページにかけて順番に、隣接土地所有者の同意書、土地の利用計画図、建物平面図、建物立面図、排水系統図、変更箇所詳細図、地番図、位置図が載っております。ご確認をお願いします。

3 件目の申請です。25 ページをご覧ください。変更の理由であります。経営規模拡大により農業用機械等が必要となるため、ライスセンターを新築するという内容です。土地については借地を予定しております。土地の選定理由ですが、法人の所有地はなく、代表個人の土地についても農用地以外の適当な土地が無かったためであります。用途変更する土地については、海士ケ島新田の田1筆、1,611 m²です。

28 ページをご覧くださいと、開発スケジュールが載っております。令和5年11月着工予定で、進捗については、工程表のとおりです。29 ページは隣接土地所有者と耕作者の同意書です。いずれも転用事業について同意を得ております。また、31 ページから 37 ページにかけて順番に、土地の利用計画図、建物平面図、建物立面図、変更箇所詳細図、地番図、位置図が載っております。ご確認をお願いします。

4 件目の申請です。39 ページをご覧ください。変更する理由であります。しいたけの増産のため栽培ハウスを増設するものであります。土地については借地を予定しております。土地の選定理由ですが、生産者の自己所有地で、現在使用のしいたけ栽培施設に隣接しており、作業効率の面から選定したということであり。用途変更する土地については、五箇の田1筆の内809.70 m²です。

42 ページをご覧くださいと、開発スケジュールが載っております。令和6年6月着工予定で、進捗については工程表のとおりです。43 ページは土地所有者の同意書、44 ページは隣接土地の所有者と耕作者の同意書で、いずれも転用事業について同意を得ております。また、45 ページから 49 ページにかけては順番に、事業用地の求積図、変更箇所の詳細図、地番図、位置図、建物の配置図が載っており

ます。ご確認をお願いします。

5 件目の申請です。50 ページをご覧ください。変更する理由ではありますが、しいたけの増産のため栽培ハウスを増設するものであります。土地については借地を予定しております。土地の選定理由ですが、生産者の自己所有地で、現在使用のしいたけ施設に近接しており、作業効率の面から選定したということであります。用途変更する土地については、寺尾の田 3 筆の内 59.55 m²です。

53 ページをご覧くださいと、開発スケジュールが載っております。令和 6 年 6 月着工予定で、進捗については工程表のとおりです。54 ページは事業用地の求積図です。55 ページには土地所有者の同意書、56 ページは隣接土地の所有者と耕作者の同意書で、いずれも転用事業について同意を得ております。また、57 ページから 60 ページにかけて順番に、変更箇所詳細図、地番図、位置図、建物の配置図が載っております。ご確認をお願いします。

6 件目の申請です。61 ページをご覧ください。変更する理由ではありますが、新規でしいたけを栽培するためハウスを新設するものであります。土地については借地を予定しております。土地の選定理由ですが、生産予定者の自己所有地で、作業効率の面から選定したということであります。用途変更する土地については、穴地新田の畑 3 筆の内 1,930.42 m²です。

64 ページをご覧くださいと、開発スケジュールが載っております。令和 6 年 6 月着工予定で、進捗については工程表のとおりです。65 ページは土地所有者の同意書、66 ページは隣接土地の所有者の同意書で、いずれも転用事業について同意を得ております。67 ページから 71 ページにかけては順番に事業用地の求積図、変更箇所の詳細図、地番図、位置図、建物の配置図が載っております。ご確認をお願いします。

以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。

協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第1号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議については原案のとおり承認されました。

日程13 その他

議長

日程13 その他についてですが、何かありますでしょうか。農業委員16番高橋宏委員。

16番高橋委員

先ほどの休憩中に第1回農地特別委員会を開催いたしました。内容といたしましては、農地移動適正化あっせん基準のことについてでした。事務局から簡単に説明をしていただきますのでよろしくお願いたします。

議長

一之谷係長。

一之谷係長

それでは、農地移動適正化あっせん基準の改定内容について簡単に説明させていただきます。すでに施行済みの農業経営基盤強化法の改正に伴いまして、国の農地移動適正化あっせん事業の実施要領も改正されました。当農業委員会のあっせん基準につきましても、それに合わせる形での見直しをしております。内容につきましましては、今回策定される地域計画の中で「農業を担う者」について位置づけられている場合にはその者にあっせんし、地域計画に位置づけられていない場合については、地域計画の達成に資する

者にあっせんをするといった流れになっております。また、地域計画が定められた区域内でのあっせんの場合、中間管理事業を促すといった内容での改定となります。基準面積等のおおもとの基準が変わるものではなく、いずれも文言のみの修正となっております。

以上です。

議長

ただいまの説明について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、高橋農地特別委員長、続きをお願いします。

16 番高橋委員

続いて、11月9日の全体で行う農地パトロールについてです。こちらは農地特別員会で農地を見させていただきますが、その地域の委員さんにご臨席を願うこともあるかと思っておりますので、そのときにはよろしく願いいたします。

議長

ただいまの報告について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、高橋農地特別委員長、ありがとうございました。

他にございますでしょうか。農業委員 11 番宮田委員。

11 番宮田委員

女性農業者との交流会について決定いたしましたので、ご報告いたします。

12月6日にふれ愛支援センターで開催いたします。

内容は、家庭菜園をしている方を対象に肥料管理の方法ですとか、夏の野菜の作り方ですとか、普段の畑仕事での疑問や懸念についてグループごとに話し合ってください方向でやっていきたいと思っております。

以上です。

議 長

ただいまの報告について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、宮田委員、ありがとうございました。

他にございますでしょうか。一之谷係長。

一之谷係長

1点連絡をいたします。

皆様のお手元にホチキス止めで農業経営の意向に関するアンケートが配布されております。

こちらにつきましては、今後地域計画を策定するうえで、個々の農業経営の意向を調査しようということで、30a以上を耕作している人を対象に直接郵送したいと考えております。封筒ができておりませんので、すぐに郵送というわけにはいかないのですが、こちらの方で郵送用の封筒と返信用の封筒ができ次第すぐに各農家さんのところへお送りしたいと思っております。内容については自分の農業経営をどうしたいかや、今後の農業経営の意向についての聞き取りが中心となっております。あらかじめ内容を皆様にご承知いただきたいということで参考にお配りいたしました。内容につきましてはのちほどご確認ください。

以上です。

議 長

ただいまの報告について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、一之谷係長、ありがとうございました。

他にございますでしょうか。無いようですので、本日の総会はこれで終了させていただきます。

(10時48分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 5年 11月 27日

南魚沼市農業委員会会長

並木 孝夫

会議録署名委員

関 昭夫

会議録署名委員

小林 憲一
